




給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。* 複数使用の場合はコピーしてください。

事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、
「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

(宛先) 足立区長  1.R3年度 2.R4年度 3.R5年度 年 月 日 提出 <small>※ 年度ごとに課税地が異なる場合は、それぞれの自治体に提出してください。</small>	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地			特別徴収義務者 指定番号	特別徴収税額 通知書記載のNo.	担当者 連絡先	部署			
		事業所名(屋号)						氏名			
		代表者の職・氏名						電話			
		法人番号									
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法				
フリガナ			特別徴収税額(年税額)	徴収済月徴収済額	未徴収月未徴収税額(ア)-(イ)		1 退職 2 転勤・転職 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 会社解散 7 住所誤報	1 特別徴収継続			
氏名	旧姓 ()		円	月から	月から			2 一括徴収(1月以降の退職の場合は必須) <input type="text"/> 月分で納入 (月 日納期限分) ◎-2に記入してください	2 一括徴収(1月以降の退職の場合は必須)		
生年月日	大・昭・平	年 月 日	円	月分まで	月分まで				3 普通徴収(本人納付) ◎-1に記入してください	3 普通徴収(本人納付)	
1月1日現在の住所			円	円	円						
			円	円	円						
			円	円	円						
			円	円	円						
給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、②-2の欄にも記入してください。 1月1日から4月30日までの間に退職等をした者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが法令で定められています。											
一括徴収しない理由			一括徴収とは 退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて納入する方法			相続人の氏名等					
1 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2 異動が 年1月1日以降で、他の事業所で特別徴収継続の希望があるため 3 給与支払予定額が、未徴収税額以下のため 4 死亡による退職であるため			② 1 2 徴収予定日 一括徴収予定額 円			④ 氏名 続柄 住所 電話					
転勤(転職)等による特別徴収届出書 * 誤読を避けるため事業所名には必ずフリガナをつけてください。											
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規事業所の場合は、新規を○で囲んでください)			新規	担当部署	新規の場合は、 いずれかを○で囲んでください 納入書 要・不要		※区市町村記入欄 <input type="checkbox"/> 税額Tel <input type="checkbox"/> 税通・納入書送付 <input type="checkbox"/> 控送付 <input type="checkbox"/> 当初通知(個人・会社)添付有 <input type="checkbox"/> 特徴納入書添付有(~ 月) <input type="checkbox"/> 督 添付有 <input type="checkbox"/> 普徴通知添付有 <input type="checkbox"/> 年度給報添付有 その他		現年度 No. 同時出力 新年度 No. 同時出力		
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地			担当者	新しい勤務先では <input type="text"/> 月分から 徴収し、納入します。							
フリガナ			連絡先								
事業所名(屋号)			転勤先受給者番号								
代表者の職・氏名											
法人番号											
その他連絡事項											

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所区民部課税課